

2021年2月22日

各 位

株式会社 北日本銀行

残高1万円未満の預金口座解約手続きにおける 「お届印押印不要化」取引の開始について

株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）では、2021年3月1日（月）より、残高1万円未満の預金口座について、お届印押印不要による解約手続きの取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 対象となるお客さま
 - ・個人のお客さま、個人事業主のお客さま
2. 対象となる口座
 - ・預金残高が1万円未満の普通預金口座・貯蓄預金口座
3. お取扱いに必要な事項
 - ・通帳およびキャッシュカードのご持参
 - ・ご本人の来店および顔写真付き本人確認書類のご提示
 - ※その他、弊行が定める一定の基準がございます。
4. 取扱開始日
 - ・2021年3月1日（月）

以 上

[本件に関するお問い合わせ先]

事務システム部 担当：矢羽々(やはば)
TEL：019-663-9231